

サステナビリティ／CSR特講 November 2025

有報でのサステナ保証における課題、その大胆予想

お問い合わせ先 : tfukushima@SusA.co.jp

2025年11月5日

(株)サステナビリティ会計事務所 SUSA
サスティービー・コミュニケーションズ(株) SusTB
代表取締役 福島隆史

先ほどの舞台につきまして



架空の「舞台」としての表現ゆえ、なにとぞご寛容くださいませ…。
SusAとしても出来ていないことが入っていました。
申し訳ないことです。

お話の前提

企業取り組みの共通項についてお話しします。
決して特定企業のお話しではありません。

お客さま企業 約200社・グループ



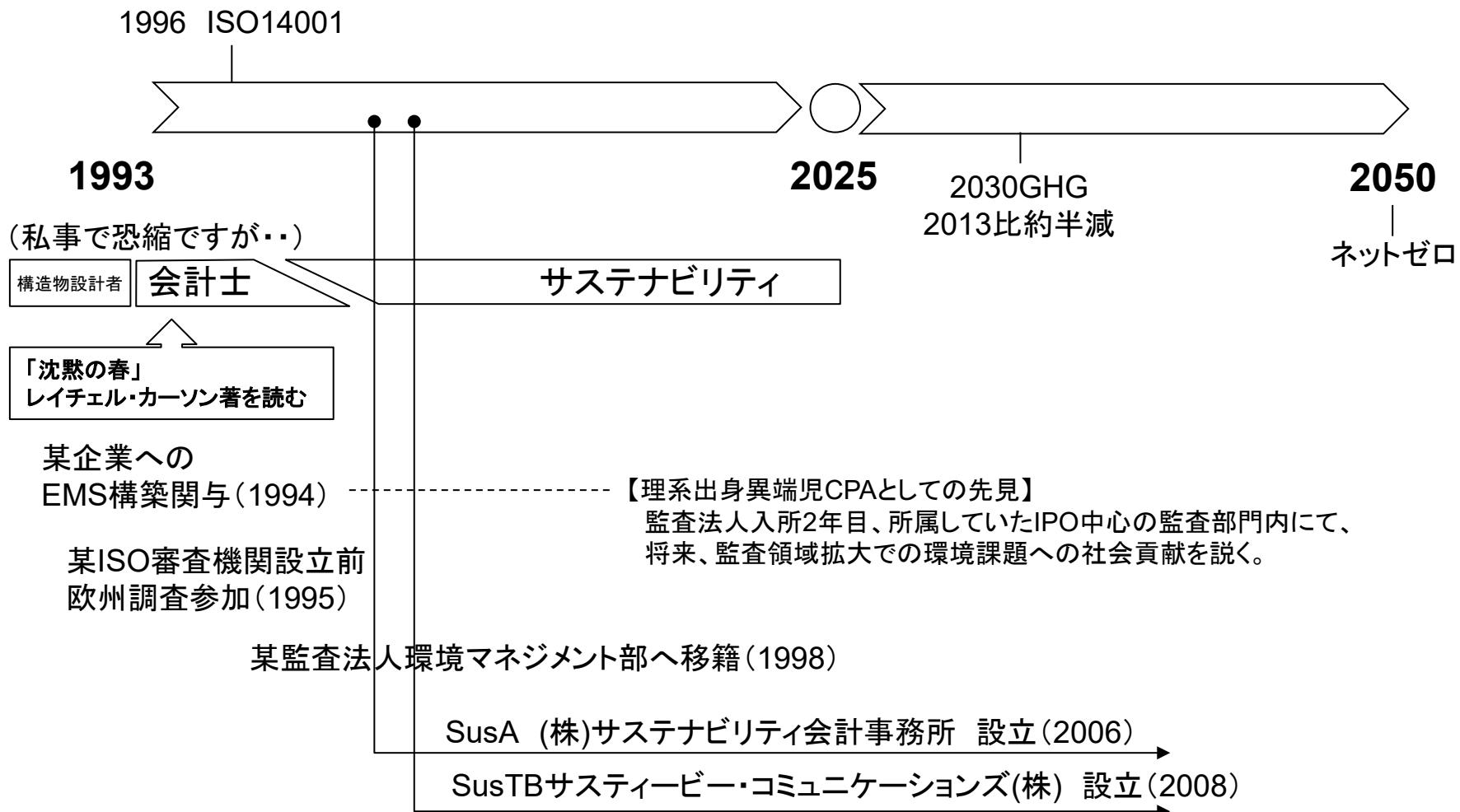
SusA



グローバル企業グループの皆さまからご紹介などによるご指名をうけ、
第三者保証や、コンサルティングを展開しています。

- ✓ 非財務指標の第三者保証
- ✓ サステナビリティ経営現状分析・中期ロードマップ策定
- ✓ 外部評価向上支援
- ✓ 人権DD対応支援
- ✓ レポート企画・コンテンツ決め支援 etc

ふりかえると、四半世紀。



サステナビリティ領域に特化して四半世紀。SusA設立後、ほぼ20年。
→独自キャラクターとしての考え方、主張をお伝えします。

金融審議会 中間論点整理 保証の担い手は？

金融審議会

サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する
ワーキング・グループ
中間論点整理

2025年7月17日

パターン1:自由競争

パターン2:監査法人

パターン3:当初は、監査法人

【専門グループにおける意見】

- 監査法人に限定すべきでないとの意見
 - 監査法人の独占業務とする論理に乏しく、市場での競争を通じた質の高まりを期待すべき
 - 企業に保証の担い手の選択肢が与えられるべきであって、また、既に行われている任意の保証業務を考慮すると、必ずしも監査法人に限定すべきではない
- 監査法人に限定すべきとの意見
 - SSJB基準で開示が求められるサステナビリティ情報は、財務情報とのコネクティビティ⁶⁶が重視されていること
 - 財務諸表監査人は、既に有価証券報告書のサステナビリティ情報に対する通読・検討を行っていること
- その他の意見
 - 当初の保証対象となる企業数が限られていること、保証の義務化までの時間的制約などを考慮すると、まずは監査法人からスタートし、適切なタイミングでそれ以外の者への拡大を図ることが、効果的かつ現実的
 - 組織体内外の専門家を活用すべき

また、当ワーキング・グループでは、登録要件、品質管理体制、自主規制機関、検査・監督のあり方など、有価証券報告書におけるサステナビリティ関連財務開示に対する保証業務を実施するに当たって必要な能力や保証制度の全体像を考慮した上で、保証の担い手について検討すべきであるとの意見があった。

このような意見や専門グループにおける議論の内容を考慮の上、当ワーキング・グループにおいて、引き続き検討し、本年中を目途に当ワーキング・グループで結論を出すことが適当である。

出典：金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 中間論点整理(金融庁)

関与実態とコネクティビティ重要性の実態は？

第4回 金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ

開示
保証

【参考】Scope1、2排出量の開示及び保証の状況 2024年10月10日

- プライム上場企業(時価総額5,000億円以上)における、Scope1、2排出量の任意の開示及び保証の状況は以下のとおり。
- 下記①において「開示・保証あり」とされた企業の全ての保証報告書等には「限定的保証業務」である旨が記載されていた。

※時価総額は2024年2月末時点、開示・保証状況は2024年5月末時点

事務局説明資料

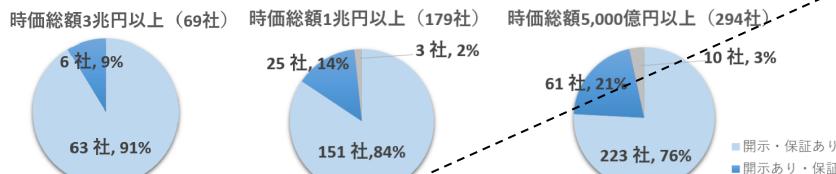
コネクティビティ

68%

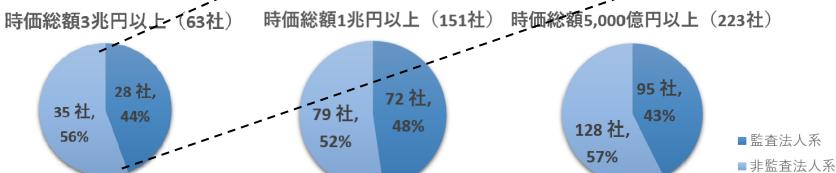
非コネクティビティ

32%

①開示・保証状況



②保証業務実施者の内訳



2025年6月時点

時価総額3兆円以上企業 SusA独自調査
該当企業

- ✓ 四大監査法人によるサステナ保証 31社
- ✓ うち会計監査と異なるクロス状態 10社
- ✓ 非コネクティビティ率 32%
- ✓ 左記表をコネクティビティに限定すると…
監査法人系 44%→30%

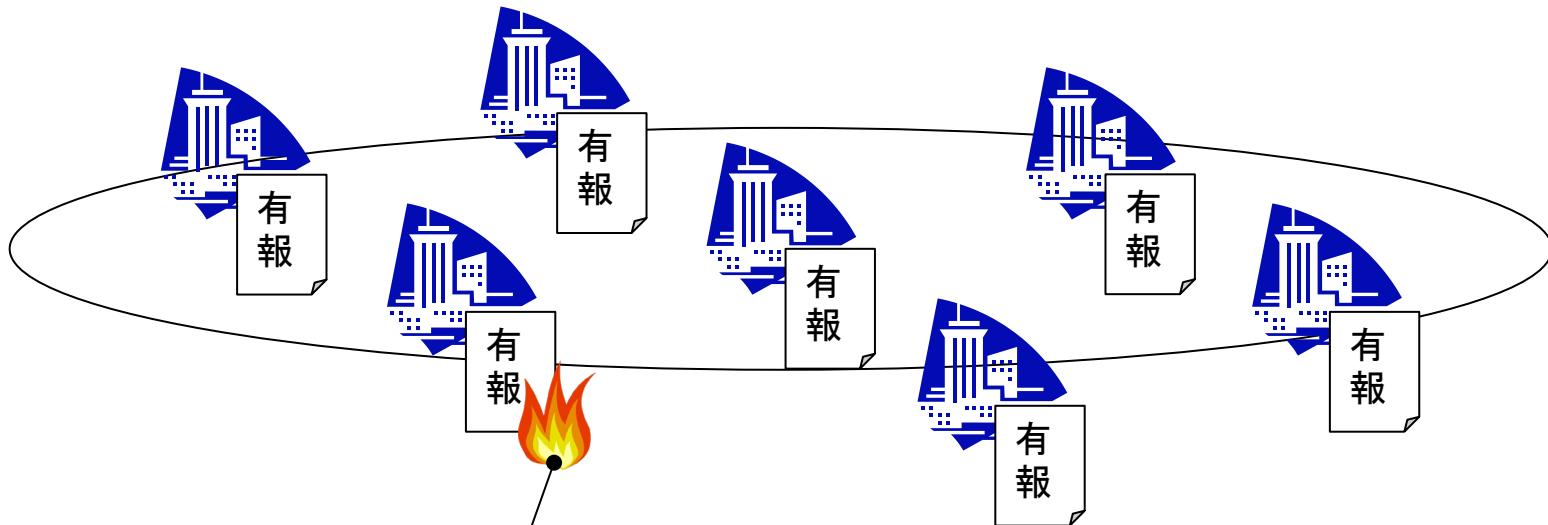
出典：第4回 金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 事務局説明資料(金融庁)

パターン2,3について

- ✓ そもそも監査法人独占業務とする論理に乏しい
- ✓ コネクティビティは監査法人自らの実務実態として重要性が低いかのよう
- ✓ パターン3適用なら、コネクティビティ以外の7割超、非コネクティビティ含めた場合で5割超企業に委託切替を要請する？

パターン1に
決まるのでは。

事務所品質を問う、という方向性。



虚偽記載体質が認められると、資本市場全体の基盤が揺らぐ。

サステナ情報の保証においても、はたしてそう言い切れるでしょうか？
→今回の講義でお伝えしたい。

事務所品質を問う、その先でどういうことが起こるか。

https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kankoku/index.html

CPA AOB 公認会計士・監査審査会
Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

サイト内検索 Google 提供

トップページ 公認会計士・監査審査会 品質管理レビューの審査・検査 公認会計士試験 その他の情報

トップページ > 品質管理レビューの審査・検査 > 効告

効告

● 効告

- 公認会計士柴田洋に対する検査結果に基づく効告について（令和7年4月30日） (PDF:103KB)
- 公認会計士大瀧秀樹に対する検査結果に基づく効告について（令和7年4月30日） (PDF:103KB)
- アスカ監査法人に対する検査結果に基づく効告について（令和6年11月1日） (PDF:105KB)
- 央監査法人に対する検査結果に基づく効告について（令和6年9月6日） (PDF:107KB)
- 赤坂有限責任監査法人に対する検査結果に基づく効告について（令和5年3月17日） (PDF:106KB)
- ひびき監査法人に対する検査結果に基づく効告について（令和5年1月20日） (PDF:104KB)
- 監査法人ハイビスカスに対する検査結果に基づく効告について（令和4年6月3日） (PDF:176KB)
- UHY東京監査法人に対する検査結果に基づく効告について（令和4年4月1日） (PDF:159KB)
- 仁智監査法人に対する検査結果に基づく効告について（令和4年1月21日） (PDF:164KB)
- 監査法人原会計事務所に対する検査結果に基づく効告について（令和3年2月26日） (PDF:159KB)
- 監査法人大手門会計事務所に対する検査結果に基づく効告について（令和元年12月6日） (PDF:69KB)
- 清流監査法人に対する検査結果に基づく効告について（令和元年7月5日） (PDF:77KB)
- 監査法人アヴァンティアに対する検査結果に基づく効告について（平成30年5月18日） (PDF:69KB)
- 監査法人アリアに対する検査結果に基づく効告について（平成29年6月8日） (PDF:57KB)
- 監査法人よつば総合事務所に対する検査結果に基づく効告について（平成28年11月9日） (PDF:69KB)
- KDA監査法人に対する検査結果に基づく効告について（平成28年3月24日） (PDF:57KB)
- 明誠有限責任監査法人に対する検査結果に基づく効告について（平成28年1月12日） (PDF:54KB)
- 新日本有限責任監査法人に対する検査結果に基づく効告について（平成27年12月15日） (PDF:60KB)

に対する検査結果に基づく効告について

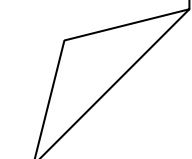
令和 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、公認会計士法第49条の3第2項の規定に基づき、
（以下「当監査法人」という。）
を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、
本日、金融庁長官に対して、同法第41条の2の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう効告した。

記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 業務管理態勢
2. 品質管理態勢
3. 個別監査業務



サステナ保証に適用すると、企業への厳しさ、
審査の質・量に当然、波及することになる。

ISSA5000の一部 不正・違法行為

INTERNATIONAL STANDARD ON SUSTAINABILITY ASSURANCE (ISSA) 5000, GENERAL REQUIREMENTS FOR SUSTAINABILITY ASSURANCE ENGAGEMENTS

(Effective for assurance engagements on sustainability information reported for periods beginning on or after December 15, 2026 or as at a specific date on or after December 15, 2026.)

CONTENTS

	Paragraph
Introduction	1–7
Scope of this ISSA.....	8–14
Effective Date	15
Objectives.....	16–17
Definitions	18
Requirements	
Conduct of an Assurance Engagement in Accordance with the ISSAs	19–25
Acceptance and Continuance of the Assurance Engagement.....	26–29
Firm-level Quality Management.....	30
Engagement-level Quality Management	31–63
Fraud and Non-Compliance with Laws and Regulations	64–67
Communication with Management and Those Charged with Governance.....	68
Documentation.....	69–74
Preconditions for an Assurance Engagement.....	75–84
Terms of the Assurance Engagement	85–88
Evidence	89–94
Planning	95–102
Risk Assessment Procedures.....	103L–125
Responding to Risks of Material Misstatement	126L–152
Accumulation and Consideration of Identified Misstatements.....	153–161
Evaluating the Description of Applicable Criteria	162
Subsequent Events	163–164
Written Representations from Management and Those Charged with Governance	165–170
Other Information.....	171–177
Forming the Assurance Conclusion	178–187
Preparing the Assurance Report	188–212

Fraud and Non-Compliance with Laws and Regulations

64. The practitioner shall maintain professional skepticism throughout the engagement, recognizing the possibility that a material misstatement due to fraud could exist, notwithstanding the practitioner's past experience of the honesty and integrity of the entity's management and those charged with governance. (Ref: Para. A162)
65. The practitioner shall remain alert to the possibility that procedures performed during the engagement may bring instances of non-compliance or suspected non-compliance with laws and regulations to the practitioner's attention.
66. In the absence of identified or suspected non-compliance, the practitioner is not required to perform procedures regarding the entity's compliance with laws and regulations, other than those set out in paragraphs 65 and 111–112.
67. If the practitioner identifies fraud or suspected fraud, or instances of non-compliance or suspected non-compliance with laws and regulations, the practitioner shall determine whether law, regulation or relevant ethical requirements: (Ref: Para. A163–A165, A434)
 - (a) Require the practitioner to report to an appropriate authority outside the entity; or
 - (b) Establish responsibilities under which reporting to an appropriate authority outside the entity may be appropriate in the circumstances.

不正及び違法行為

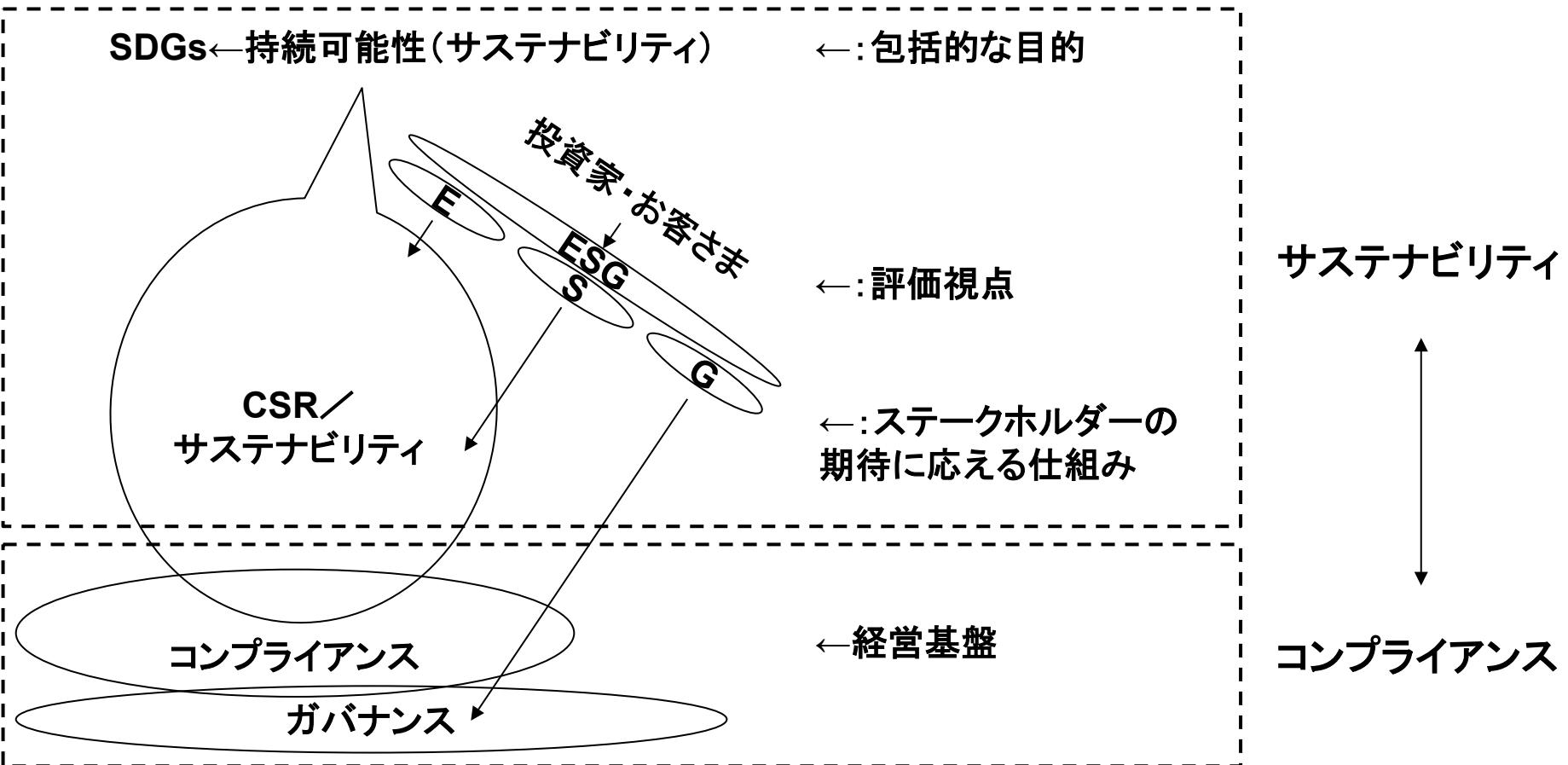
- ✓ 不正による重要な虚偽表示が行われる可能性に留意。
- ✓ 規制当局に報告する要請の有無等を判断。

レイチェル・カーソンを根っこにスタートした
私として、わからないわけではないが…



出典：[Final Pronouncement International Standard on Sustainability Assurance 5000](#) (IAASB)

以前から伝え続けている、サステナビリティの位置付け



サステナビリティとコンプライアンスは、経営において深く関連しているが、両者の違いを認識するセンスがないと、方向性を見失い全体に軋みが生じる。

サステナ経営 3つのポイント

①未来志向で、社会課題を起点とすること



- ◆ 経営意思決定プロセスや体制への変化要請
- ◆ TCFD・TNFD

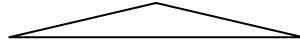
②バリューチェーン視野で考えること



- ◆ スコープ3 集計
- ◆ 人権デューデリジェンス



③自らの経営課題と関連づける



- ◆ 理念体系／中期経営計画との連動
- ◆ 全グループ各社・全階層でのSWOT分析

これら3つのポイントに、情報のコンプライアンスともいえる制度保証の厳格さは、どの程度の親和性を持つことになるでしょうか。

サステナ経営を実践することの、運用面から見えてくる特徴



意識するスパン・目線	現在・短・中 ⇒ + 中・長期	
対象領域	本業領域+コンプライアンス(土台) ⇒ +	SDGsに代表される中長期視点領域
設定する目標	KPI(必達) ⇒ +	KGI(方向を指示す)
推進イメージ	PDC(内部監査)A ⇒ +	PDC(<u>報奨</u>)A
当面の推進方法	目標を各部に落し込む ⇒ +	推進フレームの構築と運用
リスク対応	ERM ⇒ +	社会全体のリスク対応に積極的貢献

先進的企業を高評価、他が追随を目指し、
パラダイムシフトが巻き起こり、
よき社会へと変革していく。

ガバナンス・リスク管理への保証

金融審議会

|サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する

ワーキング・グループ

中間論点整理

2025年7月17日

(1) 保証の範囲

サステナビリティ情報の信頼性を確保するためには、その全てについて第三者保証が行われるべきという意見もある。

しかしながら、SSBJ 気候基準で開示が求められている Scope 3 GHG 排出量のように、企業の上流・下流のバリューチェーンから取得する必要のある情報であることなどから、企業の報告プロセスの確立にはなお時間を要すると考えられる。また、当ワーキング・グループでは、全てのサステナビリティ情報に第三者保証を求めることによって企業の開示が後退する懸念があるという意見があった。

この点、Scope 1 及び Scope 2 の GHG 排出量については、プライム市場に上場する株式時価総額 5,000 億円以上の企業のうちの約 97% が、自主的に自社ウェブサイト等に開示している⁵⁹。また、当ワーキング・グループでは、企業がマテリアリティ（重要性）のある情報を特定して開示するプロセスを確立するための土台となるガバナンス、リスク管理に関する情報を保証の範囲に含めるべきであるという意見があった。

このように、保証の範囲を巡っては、企業の対応可能性と第三者保証の必要性の観点から判断する必要があるものと考えられる。

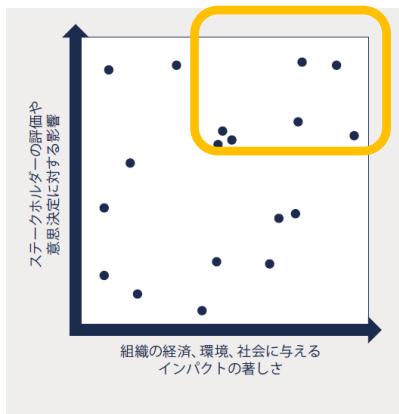
具体的には、第三者保証制度の適用開始時期から 2 年間は、有価証券報告書におけるサステナビリティ関連財務開示のうち、Scope 1 及び Scope 2 の GHG 排出量に関する情報、ガバナンス並びにリスク管理に対する第三者保証を義務付けることとし、3 年目以降については国際動向等を踏まえ、今後検討することが適当である。

出典：[金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 中間論点整理](#)（金融庁）

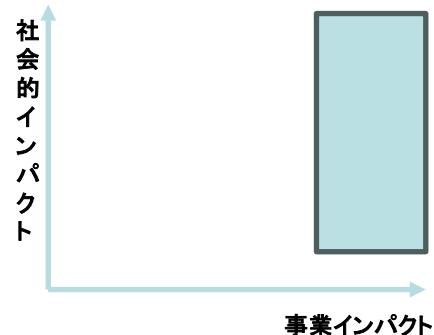
スコープ1,2に加え、ガバナンス・リスク管理が当面の保証対象。

そもそもマテリアリティ分析とは？ シングル／ダブル

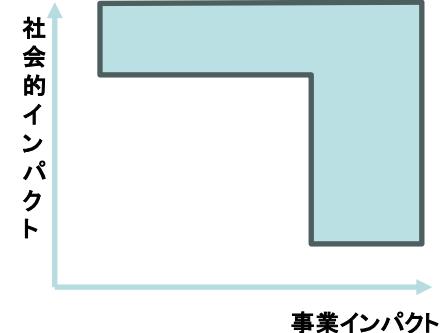
**GRI
マテリアリティ**



**SSBJ
シングルマテリアリティ**



**CSRD/ESRS
ダブルマテリアリティ**



マテリアリティ分析プロセスが持つ、そもそものあやふやさ

例)

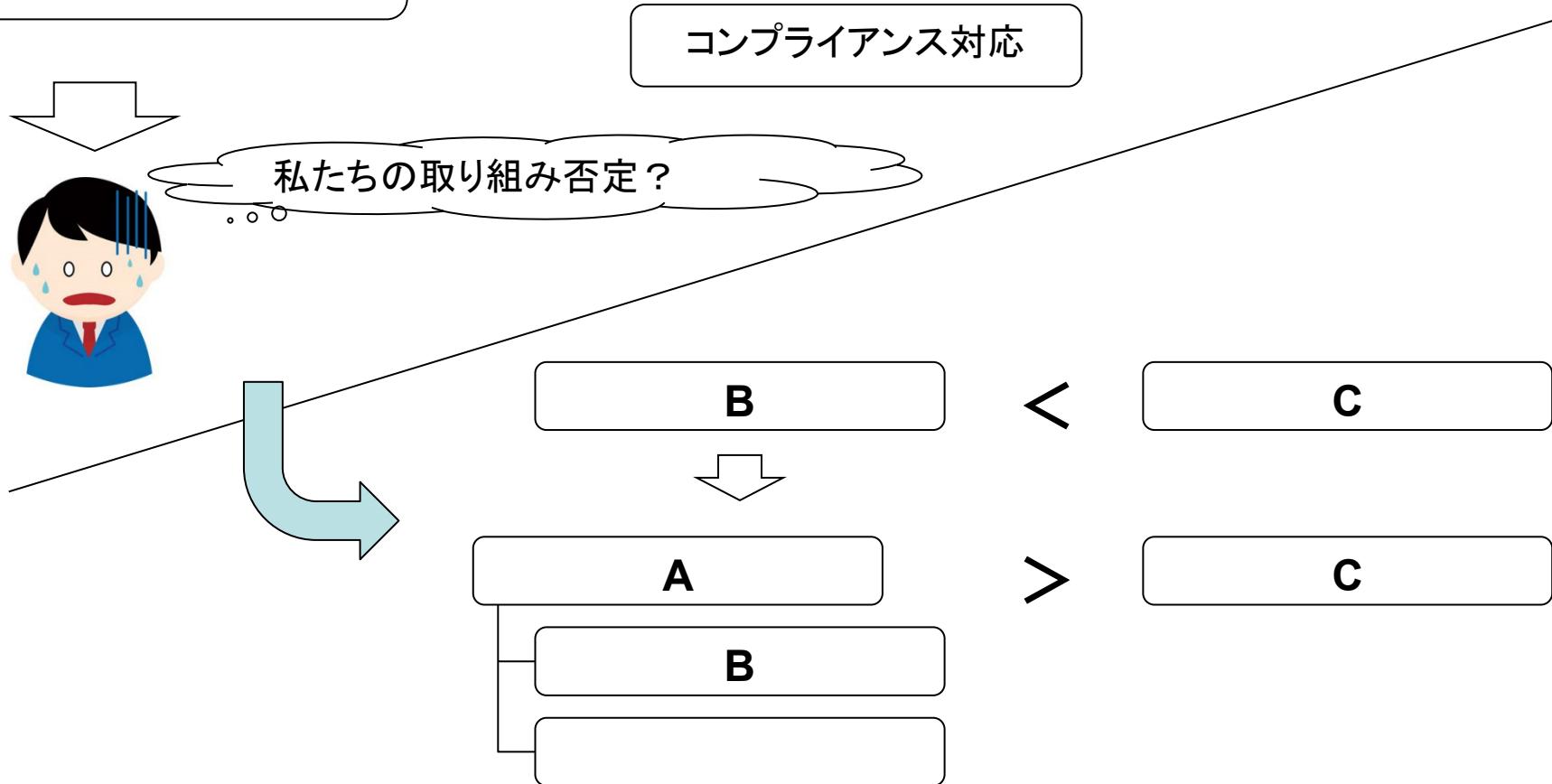
地域貢献or温暖化防止

顧客サービス向上

コンプライアンス対応

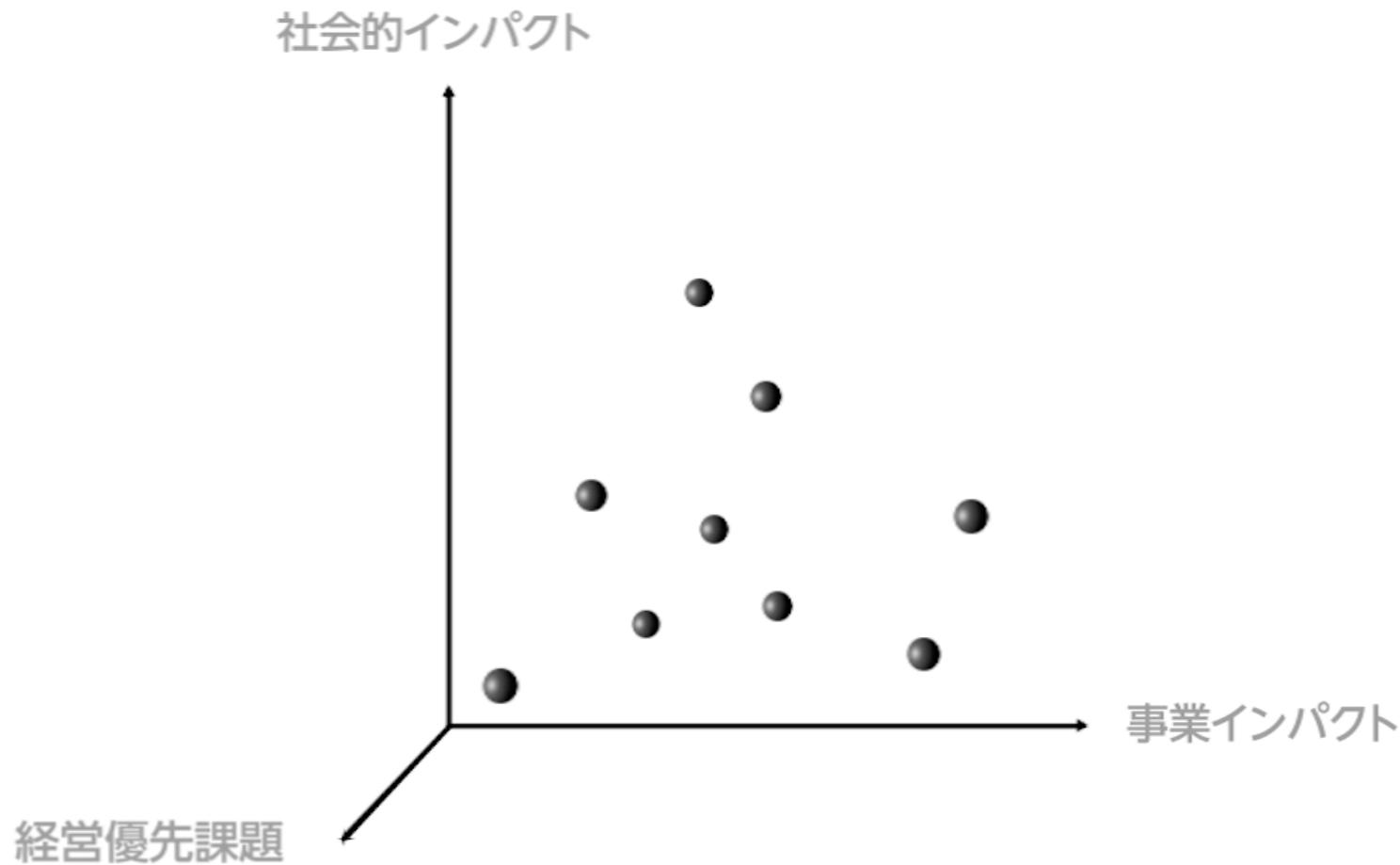


私たちの取り組み否定？



テーマグルーピング変更手法の適用などで、理屈づけは何とでもなる。

3軸立体での考察推奨

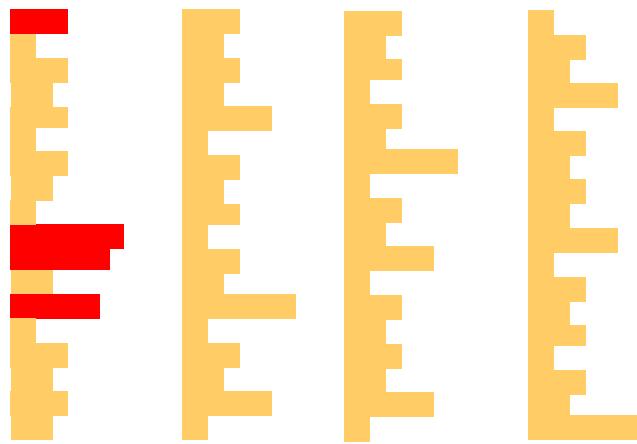


- ◆ 経営優先課題の軸をしっかり意識する
- ◆ シングル、ダブルなどについては、y軸を立体的・複数軸で捉えるとよいのでは

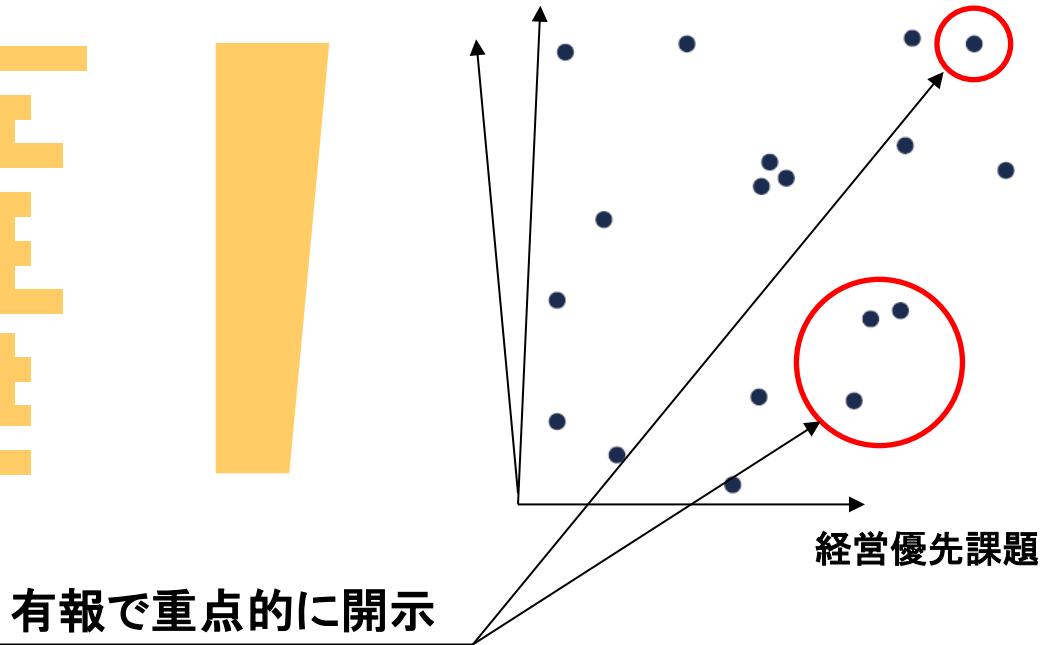
さまざまなステークホルダーとのエンゲージ

投資家 + 客先 + 社員 + パートナー + 地域 + ●●+ 統合 ➡

さまざまなステークホルダーからの、
さまざまな期待や課題の受けとめ



有報で重点的に開示



- ◆ サステナビリティ経営としてのマテリアリティ分析は、ひとつに集約。
- ◆ ステークホルダーごとの関心テーマを、複数ある伝達媒体の内、適切な媒体で掲示

マテリアリティ分析に関連した保証をするということ

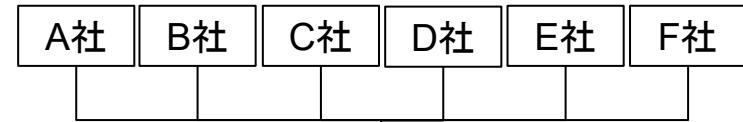
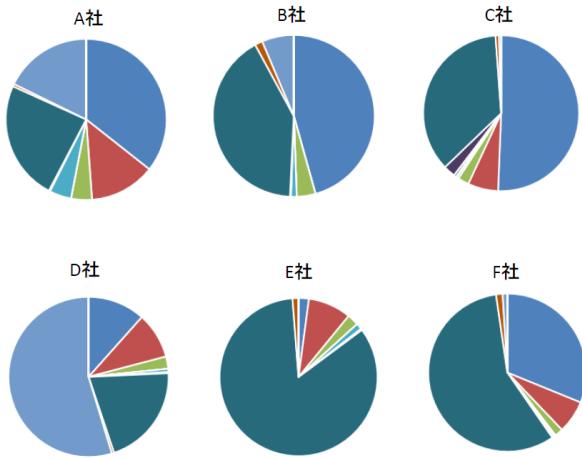
Lv No.	保証レベル、内容	受け手期待への対応	保証可能性
1	マテリアリティテーマ選定自体の保証	きっと満たす	無理！※
2	マテリアリティ分析プロセスの適切性に関する保証	少しさは満たす	評価要素を多分に含む保証は厳しい
3	マテリアリティ分析プロセスで企業が公表した内容について問題があるとはいえないとする保証 or 企業が公表した内容を保証報告書に重ねて記載する保証	この保証、必要ですか？ (多くの審査報酬が必要ならば、なおのこと)	保証可能

※ 以前、有報リスク情報に掲載されていないHR関係リスクを統合レポートに記載アドバイスをしたことがあります。
その後、実際に関連問題が表面化、先見の明があったと自己評価した一方で、これを保証の一環として常時行うのは無理があります。

少しの適用ルールの違いで、GHG結果が大いに異なる。

例：ある業界のScope3カテゴリー比率

- 購入した製品・サービス
- 資本財
- スコープ1, 2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動
- 輸送、配送(上流)
- 事業から出る廃棄物
- 出張
- 雇用者の通勤
- リース資産(上流)
- 配送、輸送(下流)
- 販売した製品の加工
- 販売した製品の使用
- 販売した製品の廃棄
- リース資産(下流)
- フランチャイズ
- 投資



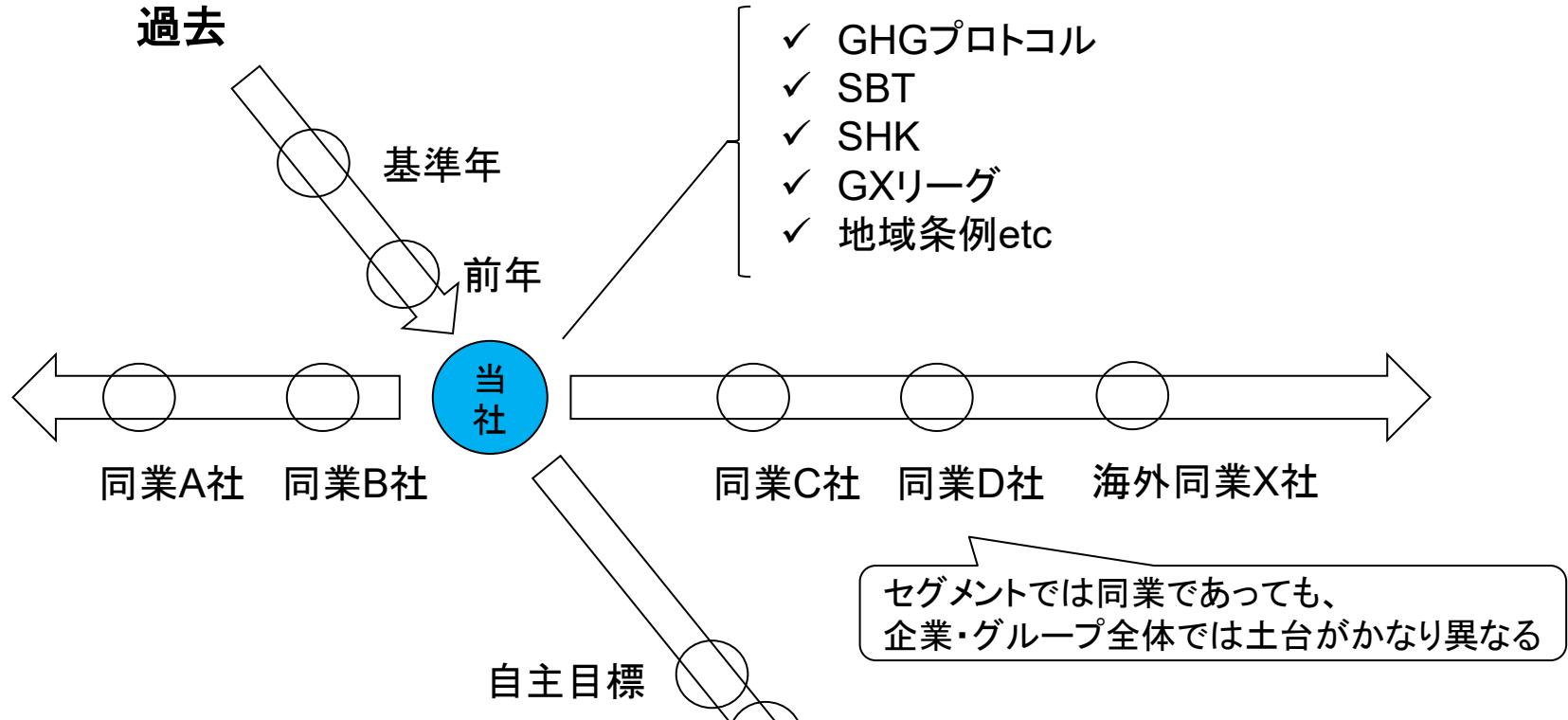
→ 共通化の進捗？



→ 精緻化

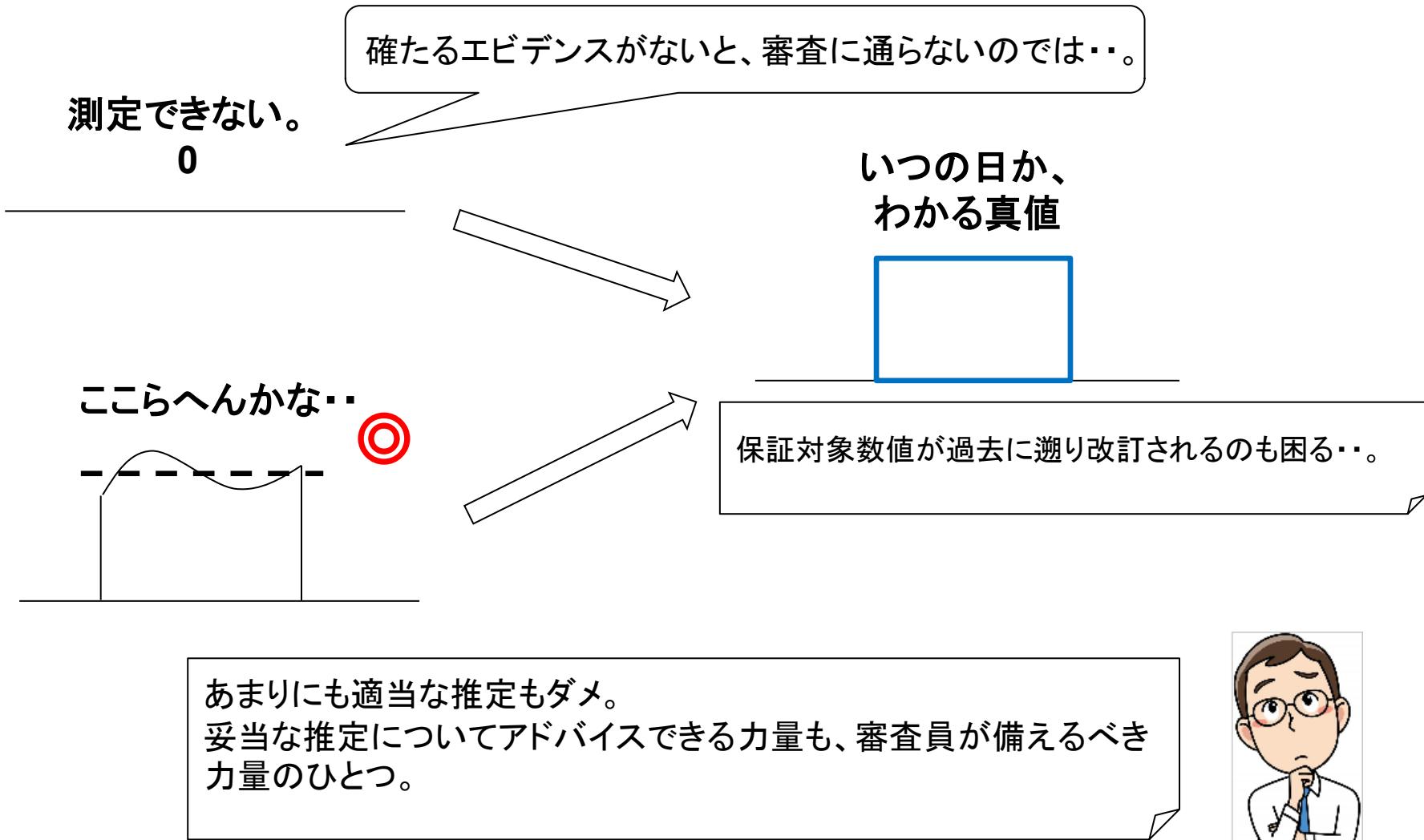
本当に急務なのは、財務監査レベルの審査スタートではなく、
業界ごとのルール確立適用であり、各業界のトップ企業or業界設置の協会役割發揮に期待。

比較可能性確保に向けての、困難さ

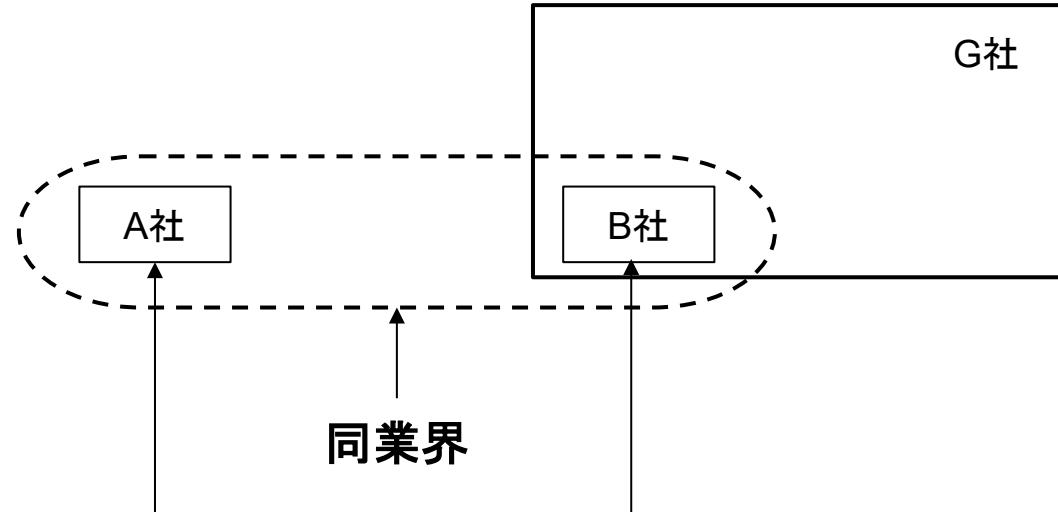


肝心の比較可能性の確保すら心許ない状況なのに
虚偽記載の議論をすること自体、時期尚早では。

サステナ情報の特質 例1 集計の網羅性確保が困難



サステナ情報の特質 例2 業界ルール確立後のグループ算定への適用



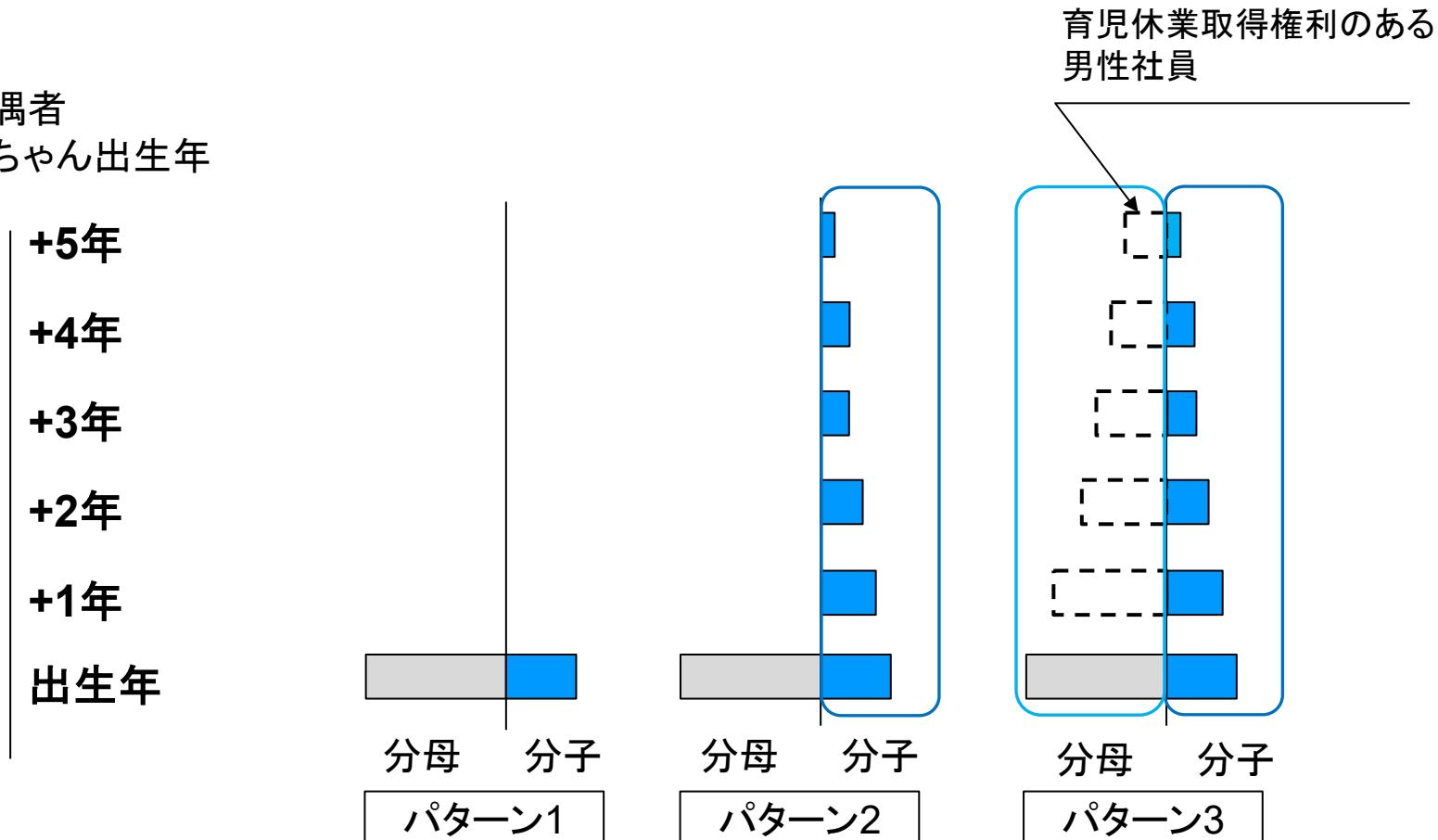
業界ルール適用

業界ルール適用??

G社の連結子会社のB社(A社と同業界)は、
A・B社所属の業界ルール適用の上でG社グループに組み込むべきか否か。

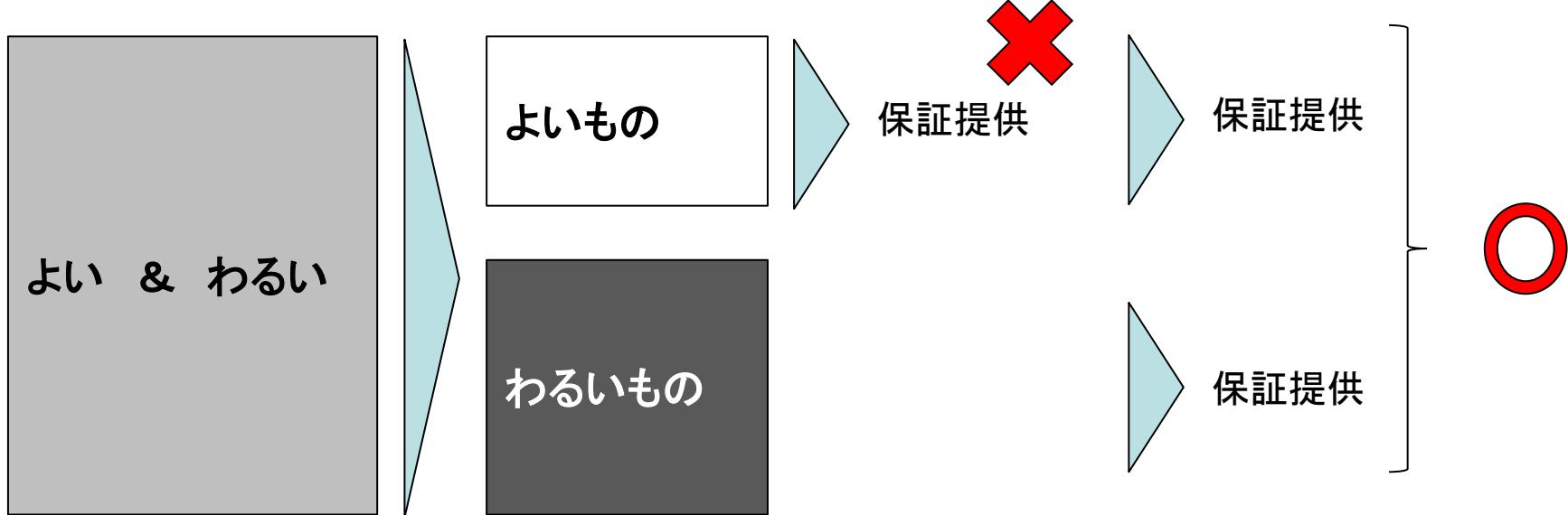
サステナ情報の特質 例3 算定内容のばらつき 男性育児休業取得率

配偶者
赤ちゃん出生年



よくないのは、パターン2で計算→受け手の読者はパターン1と思う状態。
望ましいのはきっとパターン3。でも現時点では実際、見たことがない。

サステナ情報の特質 例4 マスバランス方式への対応



審査機関には、よいもの対象のみの保証要請を断る毅然とした姿勢が問われる。

サステナ保証の要件として今、議論されていること

■ 財務・非財務のコネクティビティ確保が重要というけれど…。

- ✓ 財務監査、サステナ保証それぞれに、顧客企業と取り交わした守秘義務範囲で顧客企業から提示される他方側情報にて、対応は可能。

■ 事務所品質要件

- ✓ 財務監査でこれまで構築してきた事務所品質要件は、サステナ保証において求められる内容に合致点あることを否定しないが、異なる要素や過重・過大要素も大いにある。
- ✓ センスある検査・監督運用を強く願う。

■ ガバナンス・リスク管理も審査

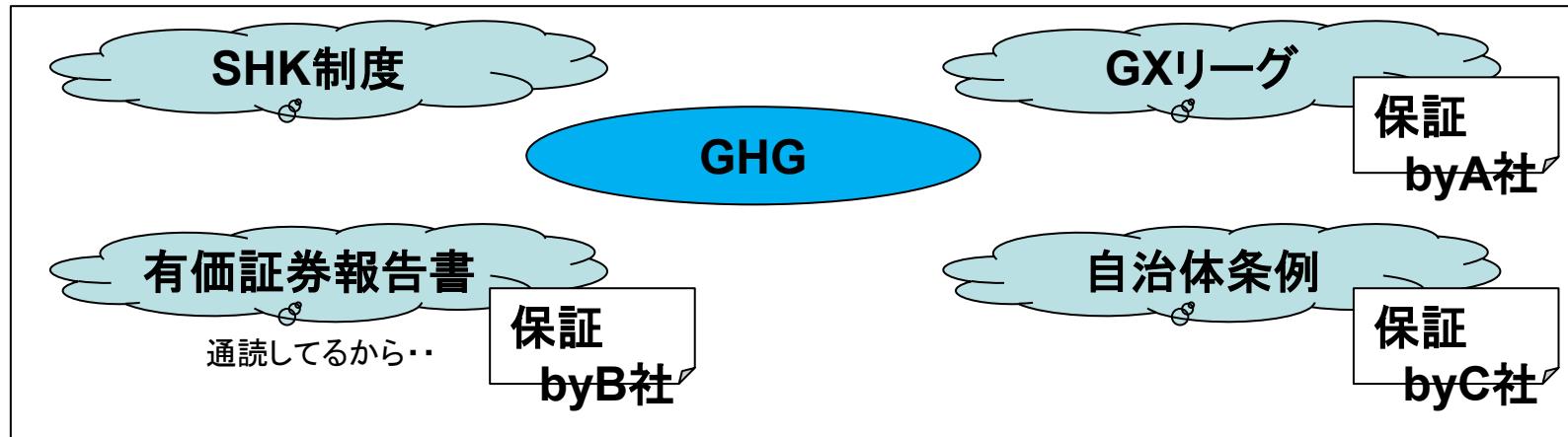
- ✓ ニーズを満たす保証とは？



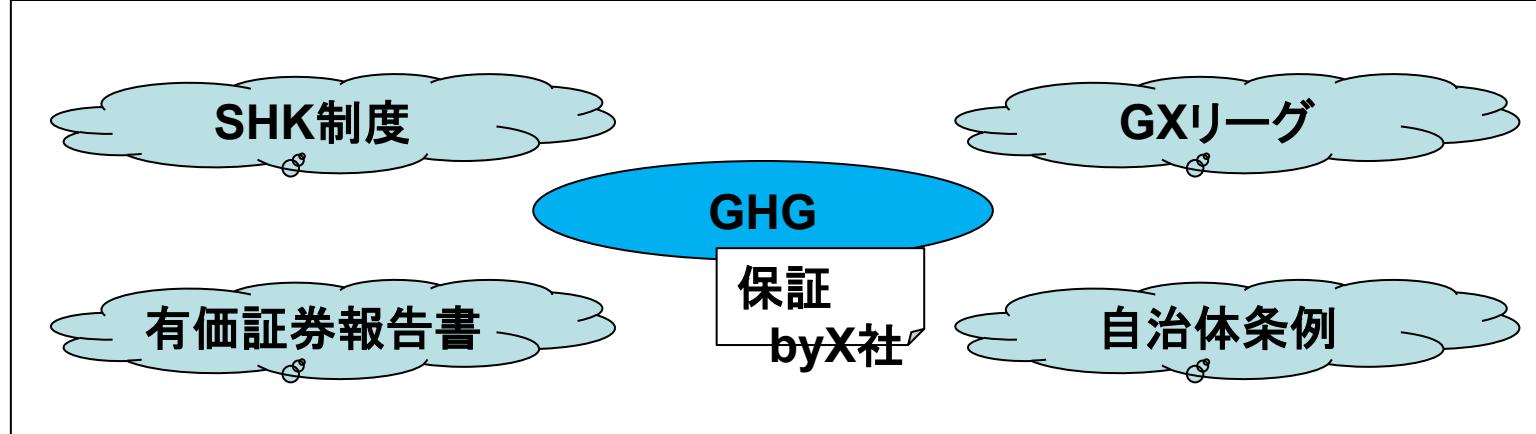
企業の自主的取り組みが、コンプラ情報審査の厳格適用で疲れてしまっては、本末転倒。サステナビリティ経営全般の思考・知識・経験・トレンド支援力こそサステナ保証の大前提。

ほぼ同じサステナ情報なのに・・

パターン1

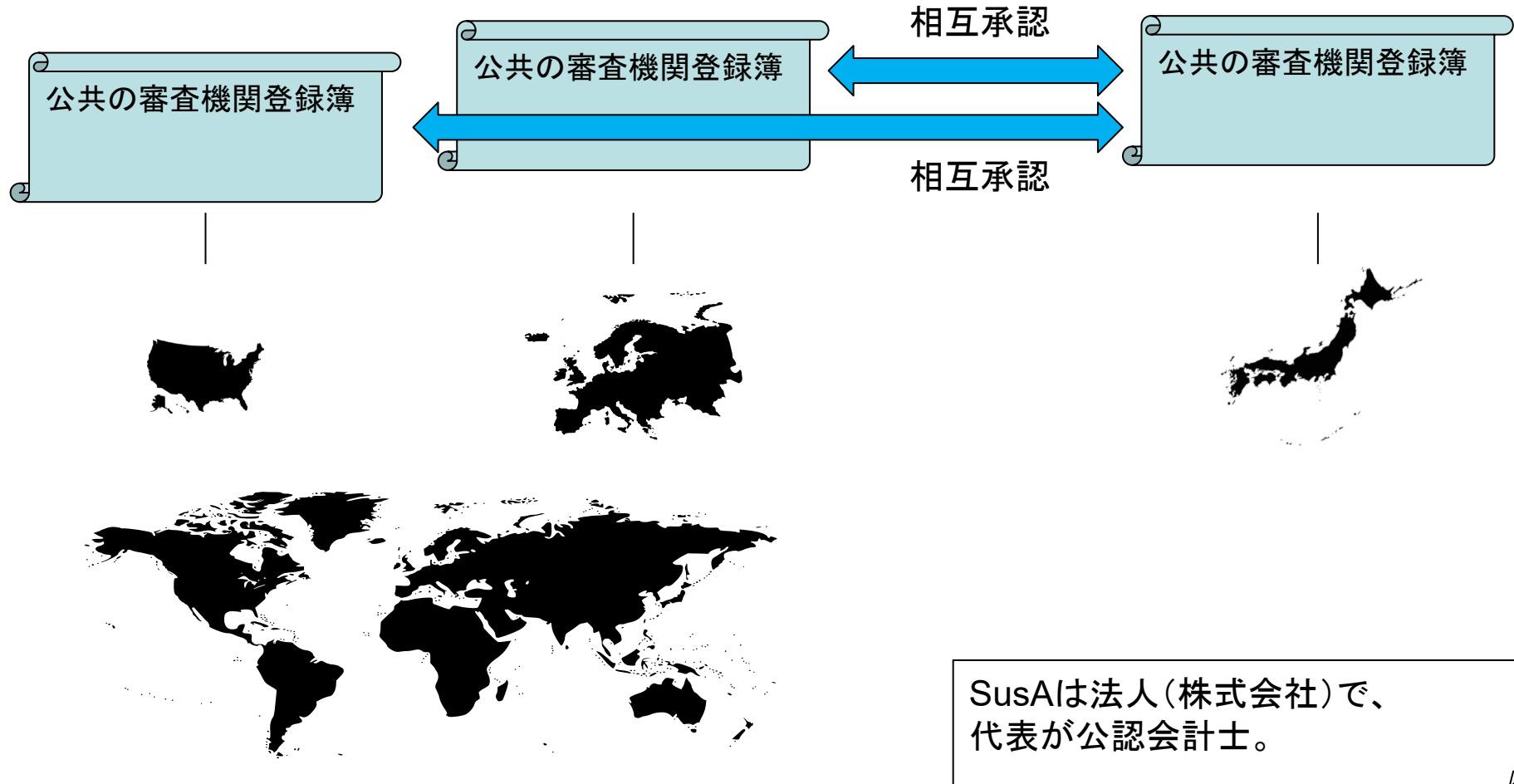


パターン2



社会全体効率としてどちらが上か、考えるまでもない

各国の相互承認体制は必要



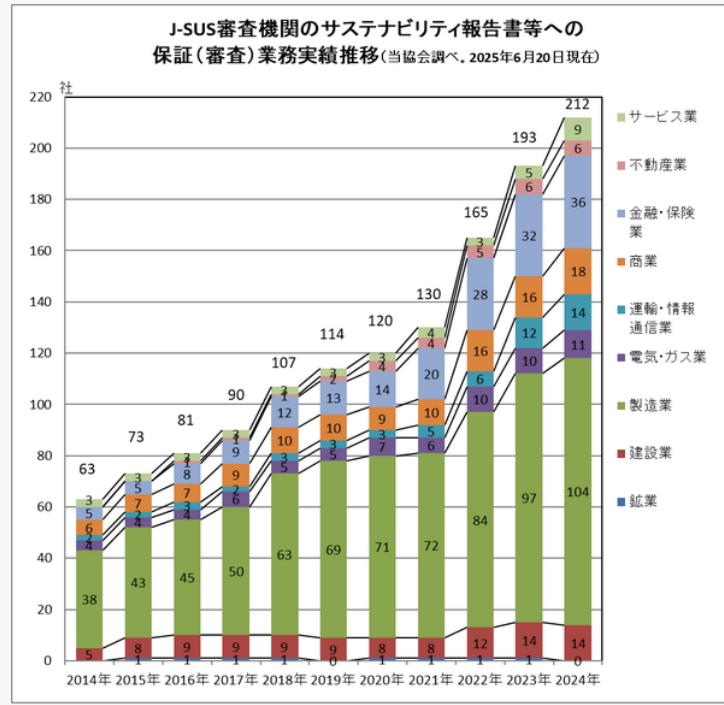
第三者審査 国内での実績状況

J-SUS審査機関のサステナビリティ報告書等への保証（審査）業務実績

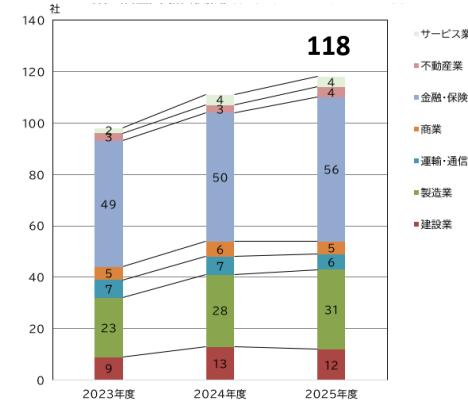
当協会の審査機関（6社）における、2014年～2024年版のサステナビリティ報告書等に対する第三者保証（審査）実績は右のとおりである（当協会調べ。2025年6月20日現在）。

また、日本取引所グループの業種分類（大分類）を用いて分類した結果を以下に示す（非上場企業等については、上場している同業他社の業種を参考に当協会にて分類を行っている。また投資法人は分類されていない為、金融・保険業に含めている）。

- 同一企業で冊子版とWebサイト版の報告書等の保証（審査）を受けていても1社としてカウントしている。
- 一部の情報のみ（例、GHG情報のみ）を保証（審査）しているものも含んでいる。
- 保証（審査）を受けていることが公表されているものに限っている。



サステナビリティ会計事務所の 保証（審査）業務実績推移(未発行分除く。2025年10月29日現在)



出典：[J-SUSウェブサイト](#)

四大監査法人(あづさ、トーマツ、新日本、PwC)
ISO機関2社の合計

SusAは関与企業数_第〇位?
現場で日々研鑽を積んでいる
質・量の多さは確か。

SusA(株)サステナビリティ会計事務所 第三者保証 実績

■ 事業会社

NTTグループ		製造業界		金融業界	
1	NTT株式会社	24	JFEホールディングス株式会社	50	朝日生命保険相互会社
2	NTT東日本株式会社	25	TANAKAホールディングス株式会社	51	住友生命保険相互会社
3	NTT西日本株式会社	26	U B E 株式会社	52	大樹生命保険株式会社
4	株式会社NTTドコモ	27	アンリツ株式会社	53	日本生命保険相互会社
5	NTTドコモビジネス株式会社	28	石塚硝子株式会社	54	富国生命保険相互会社
6	NTTドコモソリューションズ株式会社	29	オレス工業株式会社	55	明治安田生命保険相互会社
7	NTTアーバンソリューションズ株式会社	30	株式会社E N E O S マテリアル	化学品業界	
建設業界		31	株式会社UACJ	56	株式会社ダイセル
8	エクシオグループ株式会社	32	株式会社アマダ	57	日本化薬株式会社
9	インフロニア・ホールディングス株式会社	33	株式会社ディー・エム・シー	ウェブサービス業界	
10	株式会社大気社	34	株式会社フェローテック	58	Boost株式会社
11	株式会社ミライト・ワン	35	株式会社村田製作所	59	株式会社エニグモ
12	コムシスホールディングス株式会社	36	株式会社ヨコオ	60	ディップ株式会社
13	三機工業株式会社	37	協同油脂株式会社	食品・小売・リース業界 他	
14	高砂熱学工業株式会社	38	シーカス株式会社	61	株式会社ウイルプラスホールディングス
15	東亜建設工業株式会社	39	品川リフラ株式会社	62	株式会社ダスキン
16	戸田建設株式会社	40	千住金属工業株式会社	63	株式会社デサント
17	飛島建設株式会社	41	住友理工株式会社	64	株式会社ニッサイ
18	西松建設株式会社	42	東洋製罐グループホールディングス株式会社	65	株式会社日清製粉グループ本社
19	若築建設株式会社	43	日東紡績株式会社	66	株式会社ヤマダホールディングス
不動産業界		44	日本精工株式会社	67	国分グループ本社株式会社
20	サムティ株式会社	45	日本冶金工業株式会社	68	松田産業株式会社
21	星光ビル管理株式会社	46	プラス株式会社	69	リコーリース株式会社
22	トーセイ株式会社	47	マクセル株式会社	上記に加え、約50不動産投資法人	
23	野村不動産ホールディングス株式会社	48	三菱マテリアル株式会社		
		49	ヤマシンフィルタ株式会社		

GXリーグ 審査確認機関

GXリーグ登録検証機関一覧

GX-ETSにおける合理的保証水準の検証の実施が可能なGXリーグ登録検証機関は以下の機関です。（五十音順）
機関名をクリックすると各検証機関のホームページが表示されます。



ALCA 合同会社
TEL: 03-6691-6838



Your partner
in progress
TEL: 045-414-3021



DNVビジネス・システムズ・ジャパン
株式会社
TEL: 070-291-1321
検証機関紹介



Green
Green審査人
TEL: 03-6820-0747



LRQAリミテッド
TEL: 045-682-5290



SGS
When you need to be sure
TEL: 050-1780-7871



アスエヌベリタス株式会社
TEL: 050-3095-3701



一般財団法人日本汽船協会
TEL: 03-5226-2178



一般財団法人日本品質保証機構
TEL: 03-4566-5600



一般社団法人日本監査協会 サステナビリティセンター
TEL: 03-3434-1245
検証機関紹介



ond
オンド株式会社
TEL: 070-852-3975



株式会社BisUS
TEL: 03-6272-5418



株式会社EPA
TEL: 048-668-0277



株式会社 ESG Consulting
TEL: 06-7777-3261



株式会社サステナビリティ会計事務所
TEL: 03-3288-5538

検証機関紹介



株式会社サステナビリティスタンダードパートナーズ
TEL: 03-4400-0509
検証機関紹介



株式会社日本環境認証機関
TEL: 03-5572-1726



吉正ガス保証協会 ISO審査センター
TEL: 03-5405-1160



ソコテック・サーサイフィケーション・ジャパン株式会社
TEL: 03-3516-2411
検証機関紹介

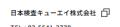


チュフーズドジャパン株式会社
TEL: 03-5919-1310



日本化学工業イニシアティブ株式会社
TEL: 03-3580-9951

検証機関紹介



日本検査キューイ株式会社
TEL: 03-5541-2770

出典 : [GXリーグウェブサイト](#)

2025年10月10日現在

株式会社サステナビリティ会計事務所



Sustainability Accounting Co.,Ltd.

1. 検証機関の強み・実績

当社は2006年の設立以来、公認会計士である代表 福島隆史のもと、現在では100社超の企業様に非財務データに対する第三者保証機関を提供しています。代表者は1999年時点での大手監査法人在籍時、非財務データ保証の黎明期から審査の実務リーダーとして関わっており、その経験の豊富さ、アドバイス力は業界随一であると自信しています。実務経験に裏打ちされたスキルは当該場所の審査メンバーに伝承され、財務・非財務データを統合的に判断し、「要点に特化した審査」を基本とし、「社会と会社のサステナビリティ推進のお役に立つこと」を根柢として、「独立第三者の保証報告書」の提供、併せて各企業のサステナビリティ分野における成熟度に適応した観察事項を提供しています。

審査の全体制が把握できるよう、最初のお打合せにて第三者保証に関する基本的な情報をご案内させていただくとともに、スケジュールやご提出いただかぬべき基礎データ等をお伝えします。各企業の状況に寄り添って対応、審査スケジュールも柔軟スケジュールに併走するスタイルをとっていますので、初めて第三者保証の取得に臨む企業様もお気軽なご相談いただける幸いです。

審査の過程では、適宜関係者に対するヒアリングや、重要な拠点への現地調査を実施します。ご要望に応じて第三者審査実施の趣旨や予算等に関する関係者説明等も承りますので、第三者保証に係る社内調整の円滑化にご利用ください。

上の当事務所の特徴は既に多くの企業様に認知されていることから、質問にもお返しました通り、2023年時点で業界問わずグローバル企業様、100社超の非財務データに対する第三者保証を提供しています。GHG排出量は基本的に全ての企業が保証対象項目に指定しており、併せて環境データではエネルギー消費量・取水量・廃棄物排出量・社会データでは女性管理比率・男性労働者の育児休業率・男女賃金差異ほか、各企業のマテリアリティKPI等を中心に審査を実施しています。

2. 排出量についての検証の展望

ISAE3000（国際保証業務基準3000号「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」）やISAE3410（国際保証業務基準第3410号「温室効果ガス報告に対する保証業務」）等を審査規準として、非財務データに対する第三者保証は、既に世界中で提供されています。ただしこれまでの非財務データに対する第三者保証は、少なくとも日本において、一部のその分野の意識の高い企業だけが付加価値的な取組みとして、自動的に取得していた状態であったようになります。

2015年の気候変動をテーマとした国際會議において気候機が一層深刻に認識され、各国がGHG排出量削減の取組みを強化することとも、財務データが非財務データ（非財務面での取組み）によって受けける影響に対する警鐘が強まりました。

2020年代には、ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）によるサステナビリティ開示基準の策定、EUでのサステナビリティ開示の義務化、日本における環境影響報告書へのサステナビリティ記載欄の新設、並びに2024年中に施行が予定されているISSA5000（国際サステナビリティ保証基準5000「サステナビリティ保証業務の一般的要件」）の登場等、加速度的に世界共通で使用されることが想定される基準や制度が構築され、各国での規制が強化されようとしています。

今後、財務データに追従または同等のレベルで非財務データの信頼性が求められることが想定され、特に地球環境を左右するGHG排出量に対する第三者保証は、ほぼ全ての企業を対象とした必須要件になるものと考えています。現時点では非財務データに対し、合理的な保証レベルを求められていません。将来的の準備として、適切な内部統制体制の確立運用のためにも、早期に既定的保証レベルの第三者保証を受審されることをお勧めします。

3. 合理的保証を受けるために準備すべき事項

審査の全体制が把握できるよう、最初のお打合せにて第三者保証に関する基本的な情報をご案内させていただくとともに、スケジュールやご提出いただかぬべき基礎データ等をお伝えします。各企業の状況に寄り添って対応、審査スケジュールも柔軟スケジュールに併走するスタイルをとっていますので、初めて第三者保証の取得に臨む企業様もお気軽なご相談いただける幸いです。

審査の過程では、適宜関係者に対するヒアリングや、重要な拠点への現地調査を実施します。ご要望に応じて第三者審査実施の趣旨や予算等に関する関係者説明等も承りますので、第三者保証に係る社内調整の円滑化にご利用ください。

上の当事務所の特徴は既に多くの企業様に認知されていることから、質問にもお返しました通り、2023年時点で業界問わ

ずグローバル企業様、100社超の非財務データに対する第三者保証を提供しています。GHG排出量は基本的に全ての企業が保証

対象項目に指定しており、併せて環境データではエネルギー消費量・取水量・廃棄物排出量・社会データでは女性管理比率・

男性労働者の育児休業率・男女賃金差異ほか、各企業のマテリアリティKPI等を中心に審査を実施しています。



多くの組織が審査機関登録を始めています。
ぜひSUSAを見つけてください！



Sustainability Accounting Co.,Ltd.

よい審査の5つの心得(弊事務所内で説いていること)

- T字型審査
- 早食いの徹底
- 重箱の隅は突かない
- 実質の目的を常に忘れない
 - ✓ 適切な情報開示の実現
 - ✓ (現時点で形式的独立性を強調しすぎない)→IESSAもその方向では。
- 絶対No！ “es”

受審企業ご担当者にもご協力いただきたいです。



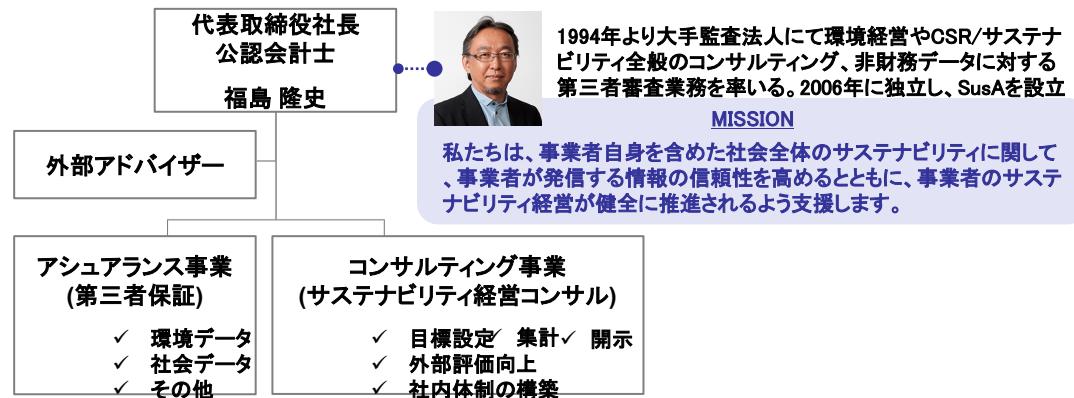
弊サステナビリティ会計事務所が果たし続けていきたい、社会への貢献

■ ミッション

Mission of SusA

私たち、事業者自身を含めた社会全体のサステナビリティに関して、
事業者が発信する情報の信頼性を高めるとともに、
事業者のサステナビリティ経営が健全に推進されるよう支援します。

■ 組織体制



- 日本でのサステナ保証委託先選択肢として、サステナ専門会社SusAの機能を提供し続けていきたい。
- SusA所属メンバーは、確かな審査力・アドバイス力を日々研鑽し続けます。

直近開催された金融審議会 保証の担い手についての方向性

2025年10月30日 第9回 金融審議会 サステナビリティ情報の開示と
保証のあり方に関するワーキング・グループ

サステナビリティ保証業務の全体像

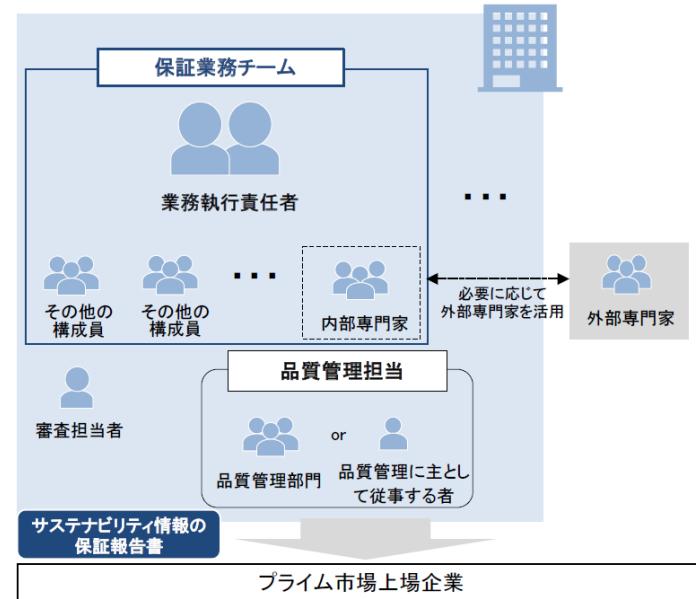
- ① 有価証券報告書への記載が義務付けられるサステナビリティ情報の保証は、国際基準(保証基準ISSA5000)、品質管理基準(ISQM1)、倫理・独立性基準(IESSA)と整合性が確保された基準に準拠して実施するものとする。そして、保証業務実施者を登録制とし、こうした基準に準拠した保証が提供される制度とする(監査法人・監査法人以外のいずれも、要件を満たす場合は登録可能)。

登録業者の規制概要

- 2 登録要件
- 3 行為規制
- 4 検査・監督
その他

- 業務執行責任者の設置(サステナビリティ保証に必要な専門的な知識・経験や能力(例:研修の受講)等)
- 保証を実施する上場企業の規模、特性等を踏まえた人的体制整備(品質管理体制、保証基準の遵守体制等)(注1, 2)
- 一定の財産的基礎 等
- 国際基準(倫理・独立性基準)で求められる義務の遵守
- 具体的には、**守秘義務、非保証業務との同時提供禁止、業務執行責任者のローテーション** 等
- 登録業者への検査・監督は金融庁において実施 等

[サステナビリティ保証業務のイメージ]



(注1)例えば、一定の上場企業に対して保証を行う登録業者は、保証に関するより充実した人的体制を整備する必要があると考えられ、その旨を登録申請時に審査することなどが考えられる。

(注2)十分な知識・経験や能力を有する人材が確保されているかなど、登録業者(法人)において国際基準に沿った保証を実施する体制が整備されているかを審査する。

サステナビリティ／CSR補講

ID:susaspecial
PASS:mangookapi

https://www.susa.co.jp/sustainability_supplementary_lecture/login/

https://www.susa.co.jp/sustainability_supplementary_lecture/document/

本日の舞台動画は、
近日こちらに掲載します！

SUSA
Sustainability Accounting Co.,Ltd.

SusAウェブサイト>サステナビリティ／CSR補講

webサイトご紹介

SUSA
Sustainability Accounting Co.,Ltd.

サステナビリティ／CSR補講

めまぐるしく変化するステークホルダーの情報開示要請にどう応えていくべきか
サステナビリティやCSRの最新動向、SDGsの理解を深めるコンテンツなど
日々の活動にすぐに役立つ、実践的な情報をお届けいたします

おもな講師陣



上智大学 名誉教授
上妻 義直
Yoshinao Kozama



代表取締役
福島 隆史
Takashi Fukushima

ナレッジ



最新トピック講座

上智大学名譽教授 上妻義直氏、年1回の
CSR特講ではとても語りきれないサス
テナビリティやCSRの最新動向について、会
員限定で動画解説いただきます



オンラインセミナー

経験豊富な講師による受講者参加型セミナ
ーをリアルタイムで発信します



サステナビリティ／CSRエピソード

代表の福島隆史が、実務で体験したCSRにま
つわるエピソードなどを現場の本音とともに
紹介します



「サステナビリティ／CSR特講」 資料室

2011年から開催しているセミナー資料を会
員限定でダウンロードしていただけます



ミニ実務講座

サステナビリティ／CSR担当者のために、
実際に役立つ実践的な情報をご紹介
します



舞台動画

CSRやSDGsの本質をわかりやすく理解でき
る舞台を、会員限定で公開します

ID:susamovie
PASS:cloverpig

